

令和元年第2回（6月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

No.	議案番号	件名	頁
1	報告第2号	専決処分事項の承認について	1
2	報告第3号	専決処分事項の承認について	15
3	報告第4号	専決処分事項の承認について	33
4	第49号議案	吉川市介護福祉総合条例の一部を改正する条例	37
5	第50号議案	吉川市水道運営委員会条例の一部を改正する条例	39
6	第51号議案	吉川市税条例等の一部を改正する条例	41
7	第52号議案	吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	92
8	第53号議案	吉川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	98
9	第54号議案	吉川市保育所条例の一部を改正する条例	100
10	第55号議案	工事請負契約の締結について	102
11	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	103
12	第56号議案	令和元年度吉川市一般会計補正予算(第1号)	—
13	第57号議案	令和元年度吉川市下水道事業会計補正予算(第1号)	—

報告第2号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年度吉川市一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

理由

都市計画道路越谷吉川線の県施工箇所に係る市負担金について、埼玉県から急きよ増額が要請され、緊急に予算措置する必要が生じたため、平成30年度吉川市一般会計補正予算（第6号）を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年度吉川市一般会計補正予算（第6号）（別紙）

平成31年3月28日

吉川市長 中原恵人

別紙

平成30年度吉川市一般会計補正予算（第6号）

平成30年度吉川市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,761千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,470,341千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 繰入金		699,166	861	700,027
	1. 基金繰入金	628,720	861	629,581
21. 市債		2,816,147	29,900	2,846,047
	1. 市債	2,816,147	29,900	2,846,047
歳入合計		23,439,580	30,761	23,470,341

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 土木費		1,786,052	30,761	1,816,813
	3. 都市計画費	1,228,149	30,761	1,258,910
歳 出	合 計	23,439,580	30,761	23,470,341

第2表 地方債補正

1. 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画街路整備事業債	千円 178,300	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れるものにつ いて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金 については その融資条 件により、 県、組合、 銀行等の場 合はその債 権者と協定 又は定めら れた融資条 件による。た だし、市財 政その他の 都合により 据置期間 及び償還期 限を短縮 し、繰上償 還又は低利 債に借換え することができる。	千円 208,200	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れるものにつ いて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金 については その融資条 件により、 県、組合、 銀行等の場 合はその債 権者と協定 又は定めら れた融資条 件による。た だし、市財 政その他の 都合により 据置期間 及び償還期 限を短縮 し、繰上償 還又は低利 債に借換え することができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
18. 繰入金	699,166	861	700,027
21. 市債	2,816,147	29,900	2,846,047
歳入合計	23,439,580	30,761	23,470,341

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
7. 土木費	1,786,052	30,761	1,816,813
歳 出 合 計	23,439,580	30,761	23,470,341

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
	29,900		861
	29,900		861

2 歳 入

(款)18. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 財政調整基金繰入金	28,520	861	29,381
計	628,720	861	629,581

(款)21. 市債

(項) 1. 市債

4. 土木債	450,500	29,900	480,400
計	2,816,147	29,900	2,846,047

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	861	財政調整基金繰入金 861

3. 都市計画事業債	29,900	都市計画街路整備事業債 29,900

3 歳 出

(款) 7. 土木費

(項) 3. 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 都市計画街路整備事業費	200,216	30,761	230,977		29,900		861
計	1,228,149	30,761	1,258,910		29,900		861

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19. 負担金補助及 び交付金	30,761	10. 都市計画街路整備事業	30,761
		19 負担金補助及び交付金	30,761
		越谷吉川線街路整備事業負担金	30,761

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元金 償還見込額	
1. 普通債	6,764,693	11,024,915	1,243,300	967,039	11,301,176
① 総務	38,950	1,887,728	0	93,762	1,793,966
② 民生	87,195	159,077	87,400	12,412	234,065
③ 衛生	360	19,980	16,000	180	35,800
④ 農林水産	65,578	126,474	28,300	7,648	147,126
⑤ 土木	1,718,492	1,778,540	450,200	242,038	1,986,702
⑥ 消防	464,237	415,951	104,000	48,933	471,018
⑦ 教育	4,389,881	6,637,165	557,400	562,066	6,632,499
2. その他	9,482,773	9,573,589	979,847	879,434	9,674,002
① 減補てん税債	350,111	279,265	0	71,579	207,686
② 臨時税収債	15,652	0	0	0	0
③ 臨時財政債	9,117,010	9,294,324	979,847	807,855	9,466,316
合 計	16,247,466	20,598,504	2,223,147	1,846,473	20,975,178

報告第3号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、吉川市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、緊急に吉川市税条例（昭和30年吉川町条例第38号）を改正する必要性が生じたため、平成31年3月29日に吉川市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

吉川市税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成31年3月29日

吉川市長 中原恵人

吉川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

吉川市長

吉川市条例第10号

吉川市税条例の一部を改正する条例

吉川市税条例（昭和30年吉川町条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後条項等とし、移動項号に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動項号（以下「削除項号」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に 法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲 げる寄附金若しくは埼玉県税条例（昭和25年 埼玉県条例第38号）第25条の2第3号に掲 げるものに対する寄附金を支出した場合には、 法第314条の7第1項に規定するところによ	(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に 法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲 げる寄附金若しくは埼玉県税条例（昭和25年 埼玉県条例第38号）第25条の2第3号に掲 げるものに対する寄附金を支出した場合におい ては、法第314条の7第1項に規定するところ

<p>り控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出</u>した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>平成45年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>（<u>同条第7項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>ろにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合</u>にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第6項</u>（<u>同条第9項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
--	---

<p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p>	<p>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</p> <p>(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から第36条の2第1項に規定する給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p>
--	---

<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第11項第2号</u>若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(個人の市民税の<u>寄附金税額控除</u>に係る申告の特例等)</p> <p>第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、</p>	<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第2項第2号</u>若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(個人の市民税の<u>寄附金控除額</u>に係る申告の特例等)</p> <p>第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代え</p>
---	--

<p>法第314条の7第2項に規定する<u>特例控除対象寄附金</u>（以下この項及び次条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金</u>を受領する<u>都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長</u>（次項及び第3項において「<u>都道府県知事等</u>」<u>という。</u>）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「<u>申告特例通知書</u>」<u>という。</u>）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「<u>申告特例の求め</u>」<u>という。</u>）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「<u>申告特例対象年</u>」<u>という。</u>）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところによ</p>	<p>て、法第314条の7第1項第1号に掲げる<u>寄附金</u>（以下この項及び次条において「<u>地方団体に対する寄附金</u>」<u>という。</u>）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>地方団体に対する寄附金</u>を受領する<u>地方団体の長</u>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「<u>申告特例通知書</u>」<u>という。</u>）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「<u>申告特例の求め</u>」<u>という。</u>）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「<u>申告特例対象年</u>」<u>という。</u>）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところによ</p>
---	---

<p>より、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）<u>には</u>、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>法附則第15条第19項</u>に規定する市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第19項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1）とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第33項第1号</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第33項第2号</u>に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第33項第3号</u>に規定する市</p>	<p>り、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）<u>においては</u>、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>法附則第15条第18項</u>に規定する市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域で<u>施行された同法第25条</u>に規定する認定事業により取得したものにあっては、2分の1）とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第32項第1号</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第32項第2号</u>に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第32項第3号</u>に規定する市</p>
--	--

<p>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>11 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、零とする。</p> <p>14 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 法附則第15条の8第4項の家屋について、 <u>同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>11 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は、零<u>(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。))に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、零)</u>とする。</p> <p>14 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～5 略</p>
---	---

<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附</p>	<p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附</p>
---	--

<p>則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p><u>9</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p><u>12</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適</p>	<p>則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p><u>8</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p><u>11</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適</p>
---	--

合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

13 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、同条第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

12 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、同条第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの

間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	1,000円
6,900円	1,800円
10,800円	2,700円
3,800円	1,000円
5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	2,000円
6,900円	3,500円
10,800円	5,400円
3,800円	1,900円
5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平

成29年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	3,000円
6,900円	5,200円
10,800円	8,100円
3,800円	2,900円
5,000円	3,800円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中第2項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30

年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円

年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中第3項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中第4項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

5,000円

3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 略

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 略

2及び3 略

4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 略

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 略

2及び3 略

4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の7の改正、附則第7条の4、第9条第1項から第3項まで及び第9条の2の改正並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の吉川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は吉川市税条例の一部を改正する条例（平成31年吉川市条例第10号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の吉川市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書

		の送付
--	--	-----

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、緊急に吉川市都市計画税条例（平成20年吉川市条例第32号）を改正する必要性が生じたため、平成31年3月29日に吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成31年3月29日

吉川市長 中原恵人

吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

吉川市長

吉川市条例第11号

吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例

吉川市都市計画税条例（平成20年吉川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附 則 (法附則第15条第19項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第19項に規定する市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1）とする。 (法附則第15条第40項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。 (読替規定) 18 法附則第15条第1項、第13項、 <u>第18項、第19項、第21項から第25項まで、第</u>	附 則 (法附則第15条第18項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第18項に規定する市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域で <u>施行された同法第25条に規定する認定事業により取得したもの</u> にあつては、2分の1）とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。 (読替規定) 18 法附則第15条第1項、第13項、 <u>第17項、第18項、第20項から第24項まで、第</u>

<p>27項、<u>第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>26項、第27項、<u>第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、第45項若しくは第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の吉川市都市計画税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第49号議案

吉川市介護福祉総合条例の一部を改正する条例

吉川市介護福祉総合条例（平成12年吉川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第13条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,798円</u>とする。</p> <p>3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,798円」とあるのは、「30,517円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第13条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,157円</u>とする。</p>

<p>令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,798円」とあるのは、「42,142円」と読み替えるものとする。</p>	
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の吉川市介護福祉総合条例（以下「改正後の条例」という。）は、平成31年4月1日から適用する。

(介護保険料の適用区分)

- 2 改正後の条例第13条の規定は、令和元年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成30年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

令和元年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、同令第39条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる者の保険料率を減額するとともに、所要の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第50号議案

吉川市水道運営委員会条例の一部を改正する条例

吉川市水道運営委員会条例（昭和39年吉川町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改正後	改正前
(組織) 第3条 略 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 <u>(1) 知識経験を有する者</u> <u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u>	(組織) 第3条 略 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 <u>(1) 略</u> <u>(2) 略</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱する委員（この条例による改正後の吉川市水道運営委員会条例第3条第2項第1号に掲げる委員に限る。）の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、令和2年8月8日までとする。

令和元年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

水道施設等の更新を進め、持続可能な水道事業を実現するため、吉川市水道運営委員会に知識経験を有する者を加えたいので、この案を提出するものである。

第51号議案

吉川市税条例等の一部を改正する条例

(吉川市税条例の一部改正)

第1条 吉川市税条例(昭和30年吉川町条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、<u>寡夫又は单身児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。)</p> <p>2 略</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦<u>又は寡夫</u>(これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。)</p> <p>2 略</p>

<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等</u>申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当す</u></p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族</u>申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>
--	--

<p>る場合には、その旨</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者</u>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき<u>所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者</u>(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u></p>	<p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 <u>所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき<u>同項の公的年金等の支払者</u>(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に<u>同項に規定する公的年金等の支払</u>を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u></p>
---	--

<p>2 前項又は法第317条の3の3第1項に規定する申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項又は法第317条の3の3第1項に規定する申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第2項</u>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項又は法第317条の3の3第1項に規定する申告書を提出することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出し</p>	<p>2 前項又は法第317条の3の3第1項に規定する申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項又は法第317条の3の3第1項に規定する申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の5第2項</u>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項又は法第317条の3の3第1項に規定する申告書を提出することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の5第5項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出</p>
--	--

<p>なかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限り。)において、前条第</p>	<p>しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限り。)において、前条</p>
--	--

<p>1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 3 4 条の 3 及び第 3 4 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第 8 条 昭和 5 7 年度から <u>令和 3 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 3 6 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 3 6 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 2 5 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>（土地に対して課する平成 3 0 年度から <u>令和 2 年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第 1 1 条 略</p>	<p>第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 3 4 条の 3 及び第 3 4 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第 8 条 昭和 5 7 年度から <u>平成 3 3 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 3 6 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 3 6 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 2 5 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>（土地に対して課する平成 3 0 年度から <u>平成 3 2 年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第 1 1 条 略</p>
--	--

<p>(<u>令和元年度又は令和2年度</u>における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和元年度分又は令和2年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u>であって、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該</p>	<p>(<u>平成31年度又は平成32年度</u>における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成31年度分又は平成32年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地</u>であって、<u>平成32年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当</p>
---	---

<p>宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課</p>	<p>該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の</p>
---	--

<p>税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産</p>	<p>課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定</p>
--	---

<p>税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度</p>	<p>資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年</p>
---	--

分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

第13条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定

度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

第13条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定

<p>産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準とな</p>	<p>資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準と</p>
--	--

るべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項

なるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 略

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う

軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦

課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 略

り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

略

2 略

3 家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

略

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過

年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年

した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車は前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の

略

4 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

第16条の2 削除

納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のため

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のため

の譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第22条 略

めの譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第22条 略

<p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>令和3年度</u>までの各年度分の固定資産税については、第74条及び第74条の2の規定は、適用しない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>（個人の市民税の税率の特例等）</p> <p>第23条 平成26年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の固定資産税については、第74条及び第74条の2の規定は、適用しない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>（個人の市民税の税率の特例等）</p> <p>第23条 平成26年度から<u>平成35年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>
---	---

（吉川市税条例の一部改正）

第2条 吉川市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から<u>第5項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14</p>	<p>附 則</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から<u>第4項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14</p>

年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2～4 略

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 略

年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2～4 略

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 略

--	--

(吉川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 吉川市税条例等の一部を改正する条例（平成27年吉川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附 則	附 則
(市たばこ税に関する経過措置)	(市たばこ税に関する経過措置)
第4条 略	第4条 略
2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、吉川市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。	2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、吉川市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
(3) 平成30年4月1日から <u>令和元年</u> 9月30日まで 1,000本につき4,000円	(3) 平成30年4月1日から <u>平成31年</u> 9月30日まで 1,000本につき4,000円
3～12 略	3～12 略
13 <u>令和元年</u> 10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52	13 <u>平成31年</u> 10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52

条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。

この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	略	
	略	令和元年10月31日
第6項	略	令和2年3月31日
略		

条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。

この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	略	
	略	平成31年10月31日
第6項	略	平成32年3月31日
略		

(吉川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 吉川市税条例等の一部を改正する条例（平成30年吉川市条例第21号）の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中網掛け部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中網掛け部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中線で囲まれた表を削り、次の表の改正後の欄の表中線で囲まれた表を加える。

改正後	改正前
<p>(吉川市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 吉川市税条例（昭和30年吉川町条例第38号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。</p> <p>次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除</p>	<p>(吉川市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 吉川市税条例（昭和30年吉川町条例第38号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。</p> <p>次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除</p>

く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項、号及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正表とし、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
略	略
(法人の市民税の申告納付)	(法人の市民税の申告納付)
第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第	第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第

く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項、号及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
略	略
(法人の市民税の申告納付)	(法人の市民税の申告納付)
第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第	第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第

<p>2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 略</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定す</p>	<p>2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 略</p>	<p>2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 略</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定す</p>	<p>2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 略</p>
--	---	---	---

<p>る特定法人である内 国法人は、第1項の 規定により、納税申 告書により行うこと とされている法人の 市民税の申告につい ては、同項の規定に かかわらず、同条第 42項及び施行規則 で定めるところによ り、納税申告書に記 載すべきものとされ ている事項（次項及 び第12項において 「申告書記載事項」 という。）を、法第 762条第1号に規 定する地方税関係手 続用電子情報処理組 織を使用し、かつ、 地方税共同機構（第 12項において「機 構」という。）を経 由して行う方法によ り市長に提供するこ とにより、行わなけ ればならない。</p>		<p>る特定法人である内 国法人は、第1項の 規定により、納税申 告書により行うこと とされている法人の 市民税の申告につい ては、同項の規定に かかわらず、同条第 42項及び施行規則 で定めるところによ り、納税申告書に記 載すべきものとされ ている事項（次項に おいて「申告書記載 事項」という。） を、法第762条第 1号に規定する地方 税関係手続用電子情 報処理組織を使用 し、かつ、地方税共 同機構（第12項に おいて「機構」とい う。）を経由して行 う方法その他施行規 則で定める方法によ り市長に提供するこ とにより、行わなけ ればならない。</p>	
<p>11 前項の規定によ り行われた同項の申</p>		<p>11 前項の規定によ り行われた同項の申</p>	

<p>告については、申告 書記載事項が記載さ れた納税申告書によ り行われたものとみ なして、この条例又 はこれに基づく規則 の規定を適用する。</p>		<p>告については、申告 書記載事項が記載さ れた納税申告書によ り行われたものとみ なして、この条例又 はこれに基づく規則 の規定を適用する。</p>	
<p>12 第10項の規定 により行われた同項 の申告は、申告書記 載事項が法第762 条第1号の機構の使 用に係る電子計算機 (入出力装置を含 む。)に備えられた ファイルへの記録が された時に同項に規 定する市長に到達し たものとみなす。</p>		<p>12 第10項の規定 により行われた同項 の申告は、法第76 2条第1号の機構の 使用に係る電子計算 機(入出力装置を含 む。)に備えられた ファイルへの記録が された時に同項に規 定する市長に到達し たものとみなす。</p>	
<p>13 第10項の内国 法人が、電気通信回 線の故障、災害その 他の理由により地方 税関係手続用電子情 報処理組織を使用す ることが困難である と認められる場合 で、かつ、同項の規 定を適用しないで納 税申告書を提出する</p>			

<p> <u>ことができる</u>と認め <u>られる場合</u>におい <u>て、同項の規定</u>を適 <u>用しないで納税申告</u> <u>書を提出すること</u>に <u>ついて市長の承認</u>を <u>受けたときは、当該</u> <u>市長が指定する期間</u> <u>内に行う同項の申告</u> <u>については、前3項</u> <u>の規定は、適用しな</u> <u>い。法人税法第75</u> <u>条の4第2項の申請</u> <u>書を同項に規定する</u> <u>納税地の所轄税務署</u> <u>長に提出した第10</u> <u>項の内国法人が、当</u> <u>該税務署長の承認を</u> <u>受け、又は当該税務</u> <u>署長の却下の処分を</u> <u>受けていない旨を記</u> <u>載した施行規則で定</u> <u>める書類を、納税申</u> <u>告書の提出期限の前</u> <u>日までに、又は納税</u> <u>申告書に添付して当</u> <u>該提出期限までに、</u> <u>市長に提出した場合</u> <u>における当該税務署</u> <u>長が指定する期間内</u> </p>			
--	--	--	--

<p>に行う同項の申告に ついて、同様とする。</p>			
<p>14 前項前段の承認 を受けようとする内 国法人は、同項前段 の規定の適用を受け ることが必要となっ た事情、同項前段の 規定による指定を受 けようとする期間そ の他施行規則で定め る事項を記載した申 請書に施行規則で定 める書類を添付し て、当該期間の開始 の日の15日前まで に、これを市長に提 出しなければならな い。</p>			
<p>15 第13項の規定 の適用を受けている 内国法人は、第10 項の申告につき第1 3項の規定の適用を 受けることをやめよ うとするときは、そ の旨その他施行規則 で定める事項を記載 した届出書を市長に</p>			

<p>提出しなければなら ない。</p> <p>16 第13項前段の 規定の適用を受けて いる内国法人につ き、法第321条の 8第51項の処分又 は前項の届出書の提 出があったときは、 これらの処分又は届 出書の提出があった 日の翌日以後の第1 3項前段の期間内に 行う第10項の申告 については、第13 項前段の規定は適用 しない。ただし、当 該内国法人が、同日 以後新たに同項前段 の承認を受けたとき は、この限りでな い。</p> <p>17 第13項後段の 規定の適用を受けて いる内国法人につ き、第15項の届出 書の提出又は法人税 法第75条の4第3 項若しくは第6項 (同法第81条の2</p>			
---	--	--	--

<p>4の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p>			
略	略	略	略
(種別割の税率)	(軽自動車税の税率)	(種別割の税率)	(軽自動車税の税率)
<p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
(1) 略	(1) 略	(1) 略	(1) 略
(2) 軽自動車及び小	(2) 軽自動車及び小	(2) 軽自動車及び小	(2) 軽自動車及び小

型特殊自動車	型特殊自動車	型特殊自動車	型特殊自動車
ア 軽自動車	ア 軽自動車	ア 軽自動車	ア 軽自動車
<u>(ア) 2輪のもの</u>	<u>2輪のもの</u> (側	<u>(ア) 2輪のもの</u>	<u>2輪のもの</u> (側
(側車付の	車付のものを含	(側車付の	車付のものを含
ものを含	む。) 年額	ものを含	む。) 年額
む。) 年	3, 600円	む。) 年	3, 600円
額 3, 6		額 3, 6	
00円		00円	
<u>(イ) 3輪のもの</u>	<u>3輪のもの</u> 年	<u>(イ) 3輪のもの</u>	<u>3輪のもの</u> 年
年額 3,	額 3, 900円	年額 3,	額 3, 900円
900円		900円	
<u>(ウ) 4輪以上の</u>	<u>4輪以上のもの</u>	<u>(ウ) 4輪以上の</u>	<u>4輪以上のもの</u>
<u>もの</u>		<u>もの</u>	
<u>a 乗用のも</u>	<u>乗用のもの</u>	<u>a 乗用のも</u>	<u>乗用のもの</u>
<u>の</u>		<u>の</u>	
営業用	<u>営業用</u> 年	営業用	<u>営業用</u> 年
年額	額 6, 90	年額 6,	額 6, 90
6, 90	0円	900円	0円
0円			
自家用	<u>自家用</u> 年	自家用	<u>自家用</u> 年
年額	額 10, 8	年額 1	額 10, 8
10, 8	00円	0, 800	00円
00円		円	
<u>b 貨物用の</u>	<u>貨物用のもの</u>	<u>b 貨物用の</u>	<u>貨物用のもの</u>
<u>もの</u>		<u>もの</u>	
営業用	<u>営業用</u> 年	営業用	<u>営業用</u> 年
年額	額 3, 80	年額 3,	額 3, 80
3, 80	0円	800円	0円
0円			
自家用	<u>自家用</u> 年	自家用	<u>自家用</u> 年

<p>年額 5,000円 イ 略</p>	<p>額 5,000円 イ 略</p>	<p>年額 5,000円 イ 略</p>	<p>額 5,000円 イ 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>	<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>略</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p><u>第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>略</p>	<p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p><u>第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>略</p>
<p>略</p> <p><u>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限</u></p>	<p>略</p>	<p>略</p> <p><u>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限</u></p>	<p>略</p>

<p>る。)の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「<u>100分の3</u>」とあるのは、「<u>100分の2</u>」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する<u>当該軽自動車</u>が最初の法第44条第3項に規定する<u>車両番号の指定</u>(以下この条において「<u>初回車両番号指定</u>」という。)を受けた月から起算して<u>14年を経過した月の属する年度以後の年度分</u>の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる<u>同条の規定中同表の中欄</u>に掲げる字句は、それぞれ同</p>	<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 <u>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定</u>(次項から第4項までにおいて「<u>初回車両番号指定</u>」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する<u>平成31年度分</u>の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、<u>同条第2号ア中次の表の左欄</u>に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>る。)の規定の適用については、同号中「<u>100分の3</u>」とあるのは、「<u>100分の2</u>」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する<u>当該軽自動車</u>が最初の法第44条第3項に規定する<u>車両番号の指定</u>(以下この条において「<u>初回車両番号指定</u>」という。)を受けた月から起算して<u>14年を経過した月の属する年度以後の年度分</u>の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる<u>同条の規定中同表の中欄</u>に掲げる字句は、それぞれ同</p>	<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する<u>当該軽自動車</u>が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による<u>車両番号の指定</u>(以下この条において「<u>初回車両番号指定</u>」という。)を受けた月から起算して<u>14年を経過した月の属する年度以後の年度分</u>の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、<u>同条第2号ア中次の表の左欄</u>に掲げる字句は、それぞれ同表の</p>
---	--	---	--

<p>表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>	<p>略</p>	<p>表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>	<p>右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1145 1512 1401 2042"> <tr> <td>3, 9 00円</td> <td>1, 0 00円</td> </tr> <tr> <td>6, 9 00円</td> <td>1, 8 00円</td> </tr> <tr> <td>10, 800 円</td> <td>2, 7 00円</td> </tr> <tr> <td>3, 8</td> <td>1, 0</td> </tr> </table>	3, 9 00円	1, 0 00円	6, 9 00円	1, 8 00円	10, 800 円	2, 7 00円	3, 8	1, 0
3, 9 00円	1, 0 00円										
6, 9 00円	1, 8 00円										
10, 800 円	2, 7 00円										
3, 8	1, 0										

00円	00円
5,0	1,3
00円	00円

3 法附則第30条第

4項第1号及び第2

号に規定する3輪以

上の軽自動車(ガソ

リンを内燃機関の燃

料として用いるもの

に限る。以下この条

(第5項を除く。)

において同じ) に対

する第82条の規定

の適用については、

当該軽自動車は平成

28年4月1日から

平成29年3月31

日までの間に初回車

両番号指定を受けた

場合において、平成

29年度分の軽自動

車税に限り、同条第

2号ア中次の表の左

欄に掲げる字句は、

それぞれ同表の右欄

に掲げる字句とす

る。

3,9	2,0
00円	00円

6, 9 00円	3, 5 00円
10, 800 円	5, 4 00円
3, 8 00円	1, 9 00円
5, 0 00円	2, 5 00円

4 法附則第30条第

5項第1号及び第2

号に規定する3輪以

上の軽自動車（前項

の規定の適用を受け

るものを除く。）に

対する第82条の規

定の適用について

は、当該軽自動車

平成28年4月1日

から平成29年3月

31日までの間に初

回車両番号指定を受

けた場合において、

平成29年度分の軽

自動車税に限り、同

条第2号ア中次の表

の左欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の

右欄に掲げる字句と

する。

<p>2 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受</p>	<p>2 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受</p>	<table border="1" data-bbox="1145 159 1394 882"> <tr> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table> <p>5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受</p>	3,900円	3,000円	6,900円	5,200円	10,800円	8,100円	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円
3,900円	3,000円												
6,900円	5,200円												
10,800円	8,100円												
3,800円	2,900円												
5,000円	3,800円												

けた場合には平成3
1年度分の軽自動車
税に限り、次の表の
左欄に掲げる同条の
規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それ
ぞれ同表の右欄に掲
げる字句とする。

略

3 法附則第30条第
7項第1号及び第2
号に掲げる3輪以上
の軽自動車に対する

けた場合には平成3
1年度分の軽自動車
税に限り、次の表の
左欄に掲げる同条の
規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それ
ぞれ同表の右欄に掲
げる字句とする。

第2 号ア	3, 90 0円	1, 00 0円
	6, 90 0円	1, 80 0円
	10, , 8 00 円	2, 70 0円
	3, 80 0円	1, 00 0円
	5, 00 0円	1, 30 0円

3 法附則第30条第
3項第1号及び第2
号に掲げる3輪以上
の軽自動車(ガソリ

けた場合には平成3
1年度分の軽自動車
税に限り、次の表の
左欄に掲げる同条の
規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それ
ぞれ同表の右欄に掲
げる字句とする。

略

3 法附則第30条第
7項第1号及び第2
号に掲げる3輪以上
の軽自動車に対する

けた場合には平成3
1年度分の軽自動車
税に限り、同条第2
号ア中第2項の表の
左欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の
右欄に掲げる字句と
する。

6 法附則第30条第
7項第1号及び第2
号に掲げる3輪以上
の軽自動車に対する

第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

ンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	2, 000円
------	---------	---------

第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中第3項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6, 900円	3, 500円
10, 800円	5, 400円
3, 800円	1, 900円
5, 000円	2, 500円

4 法附則第30条第**8**項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1

4 法附則第30条第**4**項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1

4 法附則第30条第**8**項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1

7 法附則第30条第**8**項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1

日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

略

日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中第4項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) 略

(4) 第1条中吉川市税条例第18条の3、第19条、第34条の4及び第80条の改正、第80条の2を削る改正、第81条の改正、同条の次に8条を加える改正、第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正、附則第15条の次に5条を加える改正、附則第16条及び附則第16条の2の改正並びに第2条中吉川市税条例第94条の改正並びに第6条、次条第3項及び附則第4条の規定 令和元年10月1日

(5) 第1条中吉川市税条例第23条及び第48条の改正並びに次条第4項の規定 令和2年4月1日

(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 令和2年10月1日

(7) 第1条中吉川市税条例第34条の2及び第34条の6の改正、第2条中吉川市税条例第24条及び附則第5条の改正並びに次条第2項の規定 令和3年1月1日

(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 令和3年10月1日

(9) 第5条の規定 令和4年10月1日

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) 略

(4) 第1条中吉川市税条例第18条の3、第19条、第34条の4及び第80条の改正、第80条の2を削る改正、第81条の改正、同条の次に8条を加える改正、第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正、附則第15条の次に5条を加える改正、附則第16条及び附則第16条の2の改正並びに第2条中吉川市税条例第94条の改正並びに第6条、次条第3項及び附則第4条の規定 平成31年10月1日

(5) 第1条中吉川市税条例第23条及び第48条の改正並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中吉川市税条例第34条の2及び第34条の6の改正、第2条中吉川市税条例第24条及び附則第5条の改正並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

<p>(10) 略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の吉川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後の吉川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第7条 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。</p>	<p>(10) 略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の吉川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後の吉川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とす</p>
---	---

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定により市たばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。

る。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定により市たばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4及び5 略

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4及び5 略

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成

<p>3年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p>	<p>33年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p>
---	---

(吉川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 吉川市税条例の一部を改正する条例（平成31年吉川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の7の改正、附則第7条の4、第9条第1項から第3項まで及び第9条の2の改正並びに次条第2項から第4項までの規定は、<u>令和元年</u>6月1日から施行する。</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の吉川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の7の改正、附則第7条の4、第9条第1項から第3項まで及び第9条の2の改正並びに次条第2項から第4項までの規定は、<u>平成31年</u>6月1日から施行する。</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の吉川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分</p>

は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年</u> 6月1日前に支出したものに限る。）
	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年</u> 6月1日前に支出したものに限る。）
略	

4 略

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年</u> 6月1日前に支出したものに限る。）
	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年</u> 6月1日前に支出したものに限る。）
略	

4 略

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

<p>第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分 は、<u>令和元年度分</u>の軽自動車税について適用 し、平成30年度分までの軽自動車税について は、なお従前の例による。</p>	<p>第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分 は、<u>平成31年度分</u>の軽自動車税について適用 し、平成30年度分までの軽自動車税について は、なお従前の例による。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中吉川市税条例附則第6条、第7条の3の2、第8条、第11条の見出し、第11条の2（見出しを含む。）、第12条（見出しを含む。）、第12条の2、第13条（見出しを含む。）、第13条の3、第15条、第17条の2、第22条及び第23条の改正並びに第3条から第5条までの規定 公布の日
- (2) 第1条（前号、次号及び第4号に掲げる改正を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日
- (3) 第1条中吉川市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正、第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正並びに次条の規定 令和2年1月1日
- (4) 第1条中吉川市税条例第24条の改正及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (5) 第2条及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の吉川市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

- 2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき吉川市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の吉川市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の吉川市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の吉川市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和元年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が公布されたことに伴い、個人の市民税の非課税措置及び軽自動車税の種別割の税率の特例規定等を整備するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第52号議案

吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第23条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第23条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供</p>

することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 略

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第30条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育

することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。

(3) 略

<p><u>事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u></p> <p><u>4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p><u>（居宅訪問型保育事業）</u></p> <p>第40条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対</p>	<p><u>（居宅訪問型保育事業）</u></p> <p>第40条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項</p>
--	--

<p>応するために行う保育</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第48条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第23条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p><u>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第23条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>(食事の提供の経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第11条、第25条第1項第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第26条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1号(調理設備に係る部分に限る。第35条及び第51条に</p>	<p>の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第48条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第23条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>附 則</p> <p>(食事の提供の経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第11条、第25条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第26条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1号(調理設備に係る部分に限る。第35条及び第51条において</p>
--	---

<p>において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。第35条及び第51条において準用する場合を含む。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第36条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第37条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第46条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第4号(調理室に係る部分に限る。)、第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第50条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第23条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>(小規模保育事業所B型及び小規模型事業所内保育事業所の職員に関する経過措置)</p> <p>第4条 第34条及び第50条の規定の適用については、第26条第2項に規定する家庭的保育</p>	<p>準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。第35条及び第51条において準用する場合を含む。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第36条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第37条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第46条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第50条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第23条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>(小規模保育事業所B型及び小規模型事業所内保育事業所の職員に関する経過措置)</p> <p>第4条 第34条及び第50条の規定の適用については、第26条第2項に規定する家庭的保育</p>
---	---

<p>者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、<u>施行日</u>から起算して5年を経過する日までの間、第34条第1項及び第50条第1項に規定する保育従事者とみなす。</p>	<p>者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、<u>この省令の施行の日</u>から起算して5年を経過する日までの間、第34条第1項及び第50条第1項に規定する保育従事者とみなす。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）が施行されたことに伴い、連携施設に関する経過措置期間の延長等、所要の整理をしたいので、この案を提出するものである。

第53号議案

吉川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分とし、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(放課後児童支援員及び補助員)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>附 則</p>	<p>(放課後児童支援員及び補助員)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>附 則</p>
<p>(放課後児童支援員の経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から<u>令和2年3月31日</u>までの間、第13条第3項の規定の適用については、同行中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和2年3月31日</u>まで</p>	<p>(放課後児童支援員の経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第13条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>平成32年3月31日</u>ま</p>

に修了することを予定している者を含む。）」 とする。	でに修了することを予定している者を含 む。）」とする。
-------------------------------	--------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第50号）が施行されたことに伴い、放課後児童支援員になるための研修実施者の規定の追加等を行いたいので、この案を提出するものである。

第54号議案

吉川市保育所条例の一部を改正する条例

吉川市保育所条例（昭和62年吉川町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(指定保育所の延長保育料)</p> <p>第5条 指定管理者は、指定保育所において次の各号に掲げる延長保育を行うときは、それぞれ1回当たり当該各号に定める額の範囲内で延長保育料を定め、これを指定管理者の収入として収受することができる。</p> <p>(1) 次に掲げる延長保育 200円</p> <p>ア 保育必要量が保育標準時間と認定された当該保育必要量に係る子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（以下「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」という。）に対して土曜日に行う午後6時後に終了する延長保育</p> <p>イ 保育必要量が保育短時間と認定された当該保育必要量に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対して行う午前8時前に開始する延長保育</p> <p>ウ 保育必要量が保育短時間と認定された当該保育必要量に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対して行う午後5時後で午後6時以前に終了する延長保育</p> <p>(2) 保育必要量が保育短時間と認定された当該</p>	<p>(指定保育所の延長保育料)</p> <p>第5条 指定管理者は、指定保育所において次の各号に掲げる延長保育を行うときは、それぞれ1回当たり当該各号に定める額の範囲内で延長保育料を定め、これを指定管理者の収入として収受することができる。</p> <p>(1) 次に掲げる延長保育 200円</p> <p>ア 保育必要量が保育標準時間と認定された当該保育必要量に係る子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>（以下「<u>支給認定子ども</u>」という。）に対して土曜日に行う午後6時後に終了する延長保育</p> <p>イ 保育必要量が保育短時間と認定された当該保育必要量に係る<u>支給認定子ども</u>に対して行う午前8時前に開始する延長保育</p> <p>ウ 保育必要量が保育短時間と認定された当該保育必要量に係る<u>支給認定子ども</u>に対して行う午後5時後で午後6時以前に終了する延長保育</p> <p>(2) 保育必要量が保育短時間と認定された当該</p>

<p>保育必要量に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対して行う午後6時後に終了する延長保育 400円</p> <p>2 次に掲げる延長保育が同一の<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し同日に行われた場合は、延長保育は、2回行われたものとみなす。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>保育必要量に係る<u>支給認定子ども</u>に対して行う午後6時後に終了する延長保育 400円</p> <p>2 次に掲げる延長保育が同一の<u>支給認定子ども</u>に対し同日に行われた場合は、延長保育は、2回行われたものとみなす。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 略</p>
---	---

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）が公布されたことに伴い、用語の修正をしたいので、この案を提出するものである。

第55号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区1号調整池工事（その1）
- 2 工事場所 吉川市大字高久地内
- 3 工 期 契約締結日から令和2年3月31日まで
- 4 請負金額 283,690,000円
- 5 請負業者 住 所 埼玉県吉川市栄町1432番地2
氏名又は名称 名倉建設株式会社
代表者職氏名 代表取締役 名倉泰史

令和元年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川美南駅東口周辺地区1号調整池工事（その1）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したいので意見を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 山崎秀晃

生年月日 ○○○○○○○○

令和元年5月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

人権擁護委員の山崎秀晃氏が令和元年9月30日をもって任期満了となるため、再度推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 山崎秀晃

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

平成 6年10月から

○○○○○○○○

現在に至る

平成13年12月から

吉川市民生委員・児童委員（主任児童委員）

平成19年11月まで

平成15年 4月から

吉川市立第三保育所第三者委員

平成19年 3月まで

平成15年 5月から

少年指導委員（埼玉県公安委員会）

現在に至る

平成15年 5月から

吉川市立東中学校学校評議員

平成17年 3月まで

平成15年12月から

保護司

現在に至る

平成19年10月から

人権擁護委員

現在に至る